

## 福井県青年農業者クラブ連絡協議会県外派遣研修実施要綱

平成29年3月15日

福井県青年農業者クラブ連絡協議会

### (目的)

第1 この要綱は、県外の先進的農業者等における農業経営や栽培技術の実態調査等を通じて、会員の資質向上を図るとともに、もってその成果を福井県青年農業者クラブ連絡協議会（以下、「本協議会」という。）会員の農業経営の発展に資する効果的な研修に活用するため本協議会が実施する会員の県外派遣研修（以下、「研修」という。）に関し、必要な事項を定め、本研修の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

### (研修内容)

第2 会員を派遣する研修は、次の各号のいずれかに該当するもので、本協議会理事会（以下、「理事会」という。）において適当と認めたものとする。

- (1) 県外農業者の農業経営や栽培技術の調査により経営改善や技術向上が図られ、会員の農業経営の発展に資するもの
- (2) 経営または営農に関する知見拡大が図られ、会員の経営感覚の涵養に資するもの
- (3) 作業体験等を通じて他県の青年農業者との交流が図られ、会員の人脈形成に資するもの
- (4) その他、本協議会会員の資質向上に寄与すると理事会が特に認めるもの

### (研修先)

第3 研修先は、県外の全国農業青年クラブ連絡協議会（以下、「全協」という。）加盟道府県の協議会に所属する青年農業者クラブ会員または当該会員が所属する経営体に限るものとする。ただし、理事会が特に認める場合は、この限りではない。

### (研修生の要件)

第4 研修に派遣する会員（以下、「研修生」という。）は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 原則として40歳以下の本協議会会員で、就農後の年数が1年以上の者
- (2) 研修の成果を農業経営に反映させることが期待できる者
- (3) 自己都合により研修を中止するおそれが無い者

- (4) 全協、本協議会、各地区クラブ等の活動に積極的に参画し、かつ、健康で自己啓発意欲の強い者
- (5) 当該年度以前までに本協議会および地区クラブ会費の滞納が無い者

(研修生の人員および研修期間)

第5 研修生の人員および研修期間は、毎年度次の各号のとおりとする。

- (1) 人員 1名程度
- (2) 期間 全日程が3日以上

(申請適否の事前確認)

第6 研修に申請する会員(以下、「申請者」という。)は、事前に申請者が所属する地区クラブ会長に第4の規定に基づく事項について適否を確認し、承認を得なければならない。なお、地区クラブ会長が研修に申請する場合は、地区クラブ内で協議の上、適否を確認し、自己推薦できるものとする。

(申請)

第7 申請者は、事前に研修先との調整を行った上で、派遣研修申請書(様式第1号)および第5の規定に基づき地区クラブ会長の承認を得たことを証する推薦書(様式第2号)を本協議会会長の指定する期日までに各地区クラブを通じて本協議会に提出する。

(研修生の決定)

第8 理事会は、申請書の内容を精査し、必要に応じて申請者に研修内容の聴取を行った上で、研修生を決定する。  
2 本協議会会長は、前項の規定に基づく研修生の決定について、研修生に通知するものとする。

(報告)

第9 研修生は、研修完了後1箇月を経過した日または12月末日のいずれか早い期日までに、本協議会会長に派遣研修結果報告書(様式第4号)を提出しなければならない。  
2 研修生は、当該年度に本協議会が主催する農業青年交換大会(以下、「交換大会」という。)において、会員に対して伝達研修を実施しなければならない。なお、伝達研修は、交換大会におけるプロジェクト発表または意見発表と兼ねることはできないものとする。

(研修経費の負担)

第10 本協議会は、第8の規定に基づく研修生の決定以後、研修の遂行に伴い生じる次の各号に定める経費（以下、「研修経費」という。）について、10万円を上限に、予算の範囲内で現に支払った金額を負担する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 宿泊費
- (4) 交際費
- (5) 需用費
- (6) 役務費
- (7) その他理事会が適当と認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当するときは、研修経費は研修生が負担する。

- (1) 自己都合により研修を中止したとき
- (2) 第9各項の規定に基づく報告を行わないとき
- (3) 研修または手続き等において、この要綱もしくは研修趣旨に反した行為、または不適切な行為があったとき

(助成金の申請等)

第11 研修経費の助成を受けようとする研修生は、第9第1項の規定に基づく報告時に派遣研修助成金交付申請書（様式第5号）を本協議会会長あて提出する。

2 本協議会会長は、前項の規定に基づき提出された交付申請書を受理したときは、これを審査し、適当と認められるときは、助成金の交付決定を研修生に通知する。

(助成金の交付)

第12 第11第2項の規定により通知を受けた研修生は、派遣研修助成金請求書（様式第7号）を本協議会会長あて提出し、助成金の交付を受けるものとする。

2 助成金は、第9各項の規定に基づく報告完了後、本協議会から地区クラブを通じて支給するものとする。

(助成金の返還)

第13 本協議会会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の全部もしくは一部の返還を研修生に命じることができる。

- (1) この要綱に定める事項に違反したとき

(2) 第10第2項に規定する事項に該当する事実が判明したとき

(3) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年3月15日から施行する。